

視 座

宮城県警察医会からかかりつけ医の先生方へのお願い

宮城県医師会理事

日 野 宏

小生は栗原市築館で開業医をしています。父親の都合により平成4年7月から築館警察署の警察医を引き継ぎました。もう33年前のことです。築館警察署は本年3月21日に同市内にある若柳警察署と合併し、栗原警察署となりました。

警察医の仕事は、①警察署の職員（警察官・事務官）の健康相談・管理、②留置人の健康相談と管理、③変死体の検視検案、であります。上記①、②は産業医と同じですが、独特なのは③です。

検視業務は、病医院のベット上で死亡告知されたり、在宅診療にて看取りを受けたりした場合は、「何年何月何日何時何分にお亡くなりになりました。」と死亡宣告を受けた以外に、自宅で入浴中に死亡したり、朝起こしに行ったら、冷たくなって死んでいたとか、普段元気だった方が急に亡くなられたような場合は、救急車を要請しても、現場到着した救急隊員が、「硬直が始まっていますので、すでにお亡くなりになっていると思われますので、警察署に連絡をさせていただきます。」ということで、所轄の警察署に連絡が行って、警察官がご遺体を確認しに行き、亡くなっていた状況や現場の状況等を調査し、亡くなった原因が何か犯罪に起因するものかどうか、亡くなっていた場所の状況、亡くなった死因となりうる病気がなかったかどうか、服薬中の薬がないかどうか、薬の処方があれば、どこの病医院から処方されたものか、何の病気に対して処方されたものであるか等を、宮城県警察本部捜査1課鑑識係の検視官とその部下が来て、ご遺体の鑑識を行います。その後、当該警察署の警察医に連絡があり、警察署に運び込まれたご遺体を検視するという流れになっています。

宮城県には24か所の警察署があり、27人の警察医がおります。つまり、1警察署に1人の警察医がいますが、検視件数の多い仙台東署、仙台南署、石巻署には2名の警察医がいます。年間の検視件数が多いのは、仙台東署の240件、仙台南署の300件、仙台北署の350件、そして石巻署の300件などが挙げられます。少ない所は、南三陸署が20件でした。小生がいる栗原署は本年3月21日に旧若柳署と旧築館署が合併されて出来た新しい署ですが、若柳も築館も昨年までの統計で年間50～60件の検視を行っていましたので、本年は100～120件程度の検視件数が見込まれています。

最近、介護保険制度が充実してきて、老人の1人住まいが増えてきました。先生方にも在宅医療で独居老人を訪問診療なさっている方も多いと思います。ご家族と住まわれているご老人は、体調が悪くなるとご家族が医院に電話をかけて先生が往診で診察に行きますが、独居の方は具合が悪くても電話

もかけられずに、自宅で亡くなっている場合が多くみられます。

昨年、今年と先生方もお感じになった通り、夏がものすごく暑かったです。この時期の孤独死は、死亡してから時間がたっていることが多く、ご遺体の死後変化も高度で腐敗も進んで、普段離れて住んでいる家族が見ても、すぐには本人であると分かりづらいこともあるくらいです。そのような時は、東北大学か東北医科薬科大学の法医学教室に解剖やDNA鑑定を依頼して鑑定をお願いしています。しかしながら、死後変化が高度であると、大学病院の法医学でも、死因「不明」で返されることもあります。

我々警察医が検視の際に、死者の室内より薬袋に入った薬を発見することもあります。その時には、先生方の所に警察署からお電話で症状照会をすることもございますので、症状・病態をお伝えいただきますようよろしくお願いいたします。

また可能であれば、かかりつけの患者さんであれば、検視に立ち会っていただければ幸いです。普段のかかりつけの先生に、死因を決定していただいたほうが、亡くなった方のご家族も納得なさると思います。死体検案書の書き方が分からない先生は、警察医に尋ねていただければ、お教えいたしますので、お気軽にお聞き下さい。

また、この文章が掲載される11月には、一般の先生にも分かるように、宮城県医師会と宮城県警察医会共催の「法医学の基礎」研修会（死体検案の講義）が11月29日（土）午後3時から宮城県医師会館にて行われる予定ですので、よろしければご参加下さい。

かく言う私も、父親の跡を継いで、築館に戻って来てすぐに、築館警察署の警察医に任ぜられて、初めて検視を行った時は何もわからず、当時の築館警察署の署長さんが鑑識上がりの方で、手取り足取り教えてもらいました。脳脊髄液を腰椎からではなく、後頭窩穿刺で行ったことにびっくりしたのを、鮮明に覚えています。こんな私でも、警察医を平成4年からですから、33年続けられました。

宮城県における年間の死亡者は28,000人位で、12年前位からその内の3,000人強の方が警察を通して、検案されています。警察医は普段自院で診察治療を行っており、警察署から依頼があると、警察署に向いて検案を行っております。私は、普段は自院が始まる前の午前7時～9時と昼休みの午前12時～午後2時、夕方の午後6時～午後10時位に死体検案をしています。件数も徐々に増えております。一般のかかりつけ医の先生方のご協力をお願いする次第です。

